

基補発 0314 第 1 号
令和 7 年 3 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

「石綿確定診断等事業について」の一部改正について

石綿確定診断等事業の実施については、令和 2 年 3 月 27 日付け基補発 0327 第 2 号により指示しているところあるが、今般、別添のとおり改めることとしたので、その的確な運用に遺漏なきを期されたい。

別紙1

令和2年3月27日付け基補発0327第2号「石綿確定診断等事業について」新旧対照表

改正後	改正前
基補発 0327 第 2 号 令和 2 年 3 月 27 日 <u>改正 基補発 0314 第 1 号</u> <u>令和 7 年 3 月 14 日</u>	基補発 0327 第 2 号 令和 2 年 3 月 27 日
都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局補償課長 石綿確定診断等事業について	都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局補償課長 石綿確定診断等事業について
標記事業の実施については、平成24年5月22日付け基労補発0522第1号「石綿確定診断等事業について」（以下「24年内かん」という。）により指示してきたところであるが、標記事業は、令和2年4月1日から独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）において実施することになったこと等に伴い、標記事業について下記のとおり所要の改正をしたので、その的確な運用に遺漏なきを期されたい。 本内かんの施行に伴い、24年内かんは廃止する。	標記事業の実施については、平成24年5月22日付け基労補発0522第1号「石綿確定診断等事業について」（以下「24年内かん」という。）により指示してきたところであるが、標記事業は、令和2年4月1日から独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）において実施することになったこと等に伴い、標記事業について下記のとおり所要の改正をしたので、その的確な運用に遺漏なきを期されたい。 本内かんの施行に伴い、24年内かんは廃止する。
記	記
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)

3 石綿確定診断等の依頼対象

署長は、次に該当する場合は必ず、機構に対し確定診断等の依頼を行うこと。

(1)～(3) (略)

(4) その他

上記(1)及び(2)のほか、石綿による疾病の認定に関する医学的な事項について、迅速・適正な事務処理の観点から、本事業に依頼することが適當と判断するもの。

なお、この場合は事前に当課職業病認定対策室に依頼の可否を協議し、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室に協議済みであることを明確にした上で依頼すること。

4 石綿確定診断等の依頼に当たっての留意事項

(1) 石綿確定診断等の依頼は、別途指示する方法により行うこと。

なお、石綿確定診断等事業に係る意見書料等については、支払いを要しないこと。

(2) 石綿確定診断等を依頼する際には依頼事項に関わらず、療養の経過がわかるもの、被災労働者が死亡している場合は死亡診断書等を添付すること。また、依頼事項ごとの添付を要する医学的資料等は次のとおりである。

なお、以下に示す医学的資料が入手できない場合には、入手できない資料の名称及びその理由を依頼書等に記載した上で、依頼

3 石綿確定診断等の依頼対象

署長は、次に該当する場合は必ず、機構に対し確定診断等の依頼を行うこと。

(1)～(3) (略)

(4) その他

上記(1)及び(2)のほか、石綿による疾病の認定に関する医学的な事項について、迅速・適正な事務処理の観点から、本事業に依頼することが適當と判断するもの。

4 石綿確定診断等の依頼に当たっての留意事項

(1) 石綿確定診断等の依頼は、労働局を経由することなく、署長が直接、機構あて別紙1により書留郵便にて送付するとともに、当該依頼書の写しを当課職業病認定対策室あて送付すること。

なお、石綿確定診断等事業に係る意見書料等については、支払いを要しないこと。

(2) 石綿確定診断等を依頼する際に添付する医学的資料等は次のとおりである。

なお、以下に示す医学的資料が入手できない場合には、入手できない資料の名称及びその理由を依頼書に記載した上で、依頼すること。

すること。

ア～エ (略)

オ 石綿小体の計測

- ① 医療機関から取り寄せた肺組織（ホルマリン固定組織又はパラフィン包埋組織）

なお、腫瘍部から採取された肺組織、肺実質組織ではない検体（胸膜、リンパ節等）、湿肺重量0.5g未満の非腫瘍部肺組織、気管支鏡検査や胸腔鏡下生検にて採取された微量の検体、未染の薄切標本やHE染色標本（スライド）、塗抹標本（細胞診）は、石綿小体計測が不可能であるため、これらの検体しか存在していない場合は、計測を依頼しないこと。

- ② 気管支肺胞洗浄液（最低10ml以上）（医療機関で実施している場合）

- ③ 有意に多い石綿小体を検出した肺組織切片標本（HE染色標本等）（医療機関で実施している場合）

カ (略)

(3) (略)

5 石綿確定診断等の結果

委員会における石綿確定診断等の検討結果については、「別紙1 石綿確定診断委員会意見書の送付について」により書留郵便にて機構から当該依頼した署長あて送付されること。

また、署から機構あてに送付した医学的資料についても書留郵便にて返却されること。

6 (略)

ア～エ (略)

オ 石綿小体の計測

- ① 医療機関から取り寄せた肺組織（ホルマリン固定組織又はパラフィン包埋組織）

なお、腫瘍部から採取された肺組織、気管支鏡検査や胸腔鏡下生検にて採取された微量の検体（0.2～0.3cm³に満たない肺実質組織）、肺実質組織ではない検体（胸膜、リンパ節等）は、石綿小体計測に適さないので留意すること。

- ② 気管支肺胞洗浄液（最低10ml以上）（医療機関で実施している場合）

- ③ 有意に多い石綿小体を検出した肺組織切片標本（HE染色標本等）（医療機関で実施している場合）

カ (略)

(3) (略)

5 石綿確定診断等の結果

委員会における石綿確定診断等の検討結果については、「別紙2 石綿確定診断委員会意見書の送付について」により書留郵便にて機構から当該依頼した署長あて送付されること。

また、署から機構あてに送付した医学的資料についても書留郵便にて返却されること。

(削除)

別紙1

〇〇基署発第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 あて

〇〇労働基準監督署長

石綿確定診断等の依頼について

被災労働者〇〇 〇〇に係る標記について、別添のとおり依頼いたします。
なお、下記の資料を提出します。

記

- 1 請求書の写し
- 2 石綿による疾病的業務上外の認定のための調査票の写し
- 3 主治医等の意見書の写し
- 4 労災医員等の意見書の写し

○ 医療機関から提供された資料

資料を提供した医療機関名 _____ (当該医療機関での患者 ID _____)	
エックス線写真	枚
CT画像	枚
その他 ()	枚
○病理組織 ブレバラート _____ 枚 【標本番号】 1	
パラフィンブロック _____ 個 【標本番号】 1	
<input type="checkbox"/> パラフィンブロックを免疫染色又は FISH 法に使用する可能性があることに ついて医療機関了承済	
※標本番号については、すべて記載すること。	

○ 入手できなかった医学的資料

〇〇〇〇 理由 ()

受付番号_____

石綿確定診断等依頼書

依頼日 年 月 日()

1 依頼者に関する事項

労働基準監督署名 _____ 監督署 担当者名 _____
連絡先 TEL. () -

2 依頼の内容

- (1) 肺がん
 - 原発性肺がんの診断の妥当性
 - 第1型以上の石綿肺の所見の有無
 - 胸膜ブラークの所見の有無
(胸膜ブラークが認められる場合)
 - 「胸部正面エックス線写真により胸膜ブラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜ブラークとして確認されるもの」に該当するか否か
 - 「胸部CT画像で胸膜ブラークを認め、左右いずれか一側の胸部CT画像上、胸膜ブラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がりが胸壁内側の1/4以上のもの」に該当するか否か
- (2) 中皮腫
 - 中皮腫の診断の妥当性
 - 第1型以上の石綿肺の所見の有無
- (3) 良性石綿胸水
 - 良性石綿胸水の診断の妥当性
- (4) びまん性胸膜肥厚
 - びまん性胸膜肥厚の診断の妥当性
 - 肥厚の広がりの程度
 - 呼吸機能障害の程度
- (5) 石綿小体の計測 (肺がん事案に限る。)
 - 石綿繊維の計測 (肺がん事案に限る。)

(6) 上記(1)から(5)までのほか、石綿による疾病の認定に係る医学的な事項について、迅速・適正な事務処理の観点から、本事業に依頼することが適當と判断するもの

（依頼内容）

（依頼理由）

3 被災労働者に関する事項

別添「石綿による疾病の業務起因性のための調査票」の写しのとおり。

別紙1

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長

石綿確定診断委員会意見書の送付について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴職から依頼がなされた被災労働者〇〇〇〇に係る確定診断等について、別添のとおり意見書を送付いたします。

別紙2

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長

石綿確定診断委員会意見書の送付について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴職から依頼がなされた被災労働者〇〇〇〇に係る確定診断等について、別添のとおり意見書を送付いたします。

別添（略）

別添（略）